

収入
印紙

(板契第 号)

委 託 契 約 書

1 件 名

2 契 約 金 額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(うち取引に係る消費税額)

3 契 約 期 間

から
まで

(地方自治法234条の3に基づく長期継続契約)

4 履 行 場 所

別紙仕様書のとおり

5 設 備 の 内 容

別紙仕様書のとおり

6 契 約 保 証 金

7 契 約 確 定 日

委託者 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂 本 健

住 所
受託者

氏 名

印

東京都板橋区は、上記自家用電気工作物の保安管理を委託するため委託者東京都板橋区を甲とし、受託者を乙として裏面の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別紙の仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、関係諸法令等を遵守し、この契約を履行し完了しなければならない。
- 2 乙は、法令等に違反した場合には、速やかに、書面により甲への報告を行うこと。
- 3 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約で定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 この契約書の定めと仕様書等の定めと相違がある場合は、仕様書等の定めが優先されるものとする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を書面により得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第4条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(検査)

- 第5条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、甲に対して終了した旨を届け出て検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙から終了した旨の届け出があったときは、その日から起算して10日以内に甲の職員をして検査を行わせるものとする。
- 3 乙は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

- 第6条 甲は、乙が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。
- 2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、前項の検査に準用する。

(代替措置)

- 第7条 乙が再履行に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために乙に損害が生じても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

- 第8条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰することができる

できないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることができる。

(遅延違約金)

第9条 乙の責めに帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、履行の一部が第5条第1項又は第6条第2項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第6条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、乙は、前2項の規定により違約金を納付するものとする。
- 5 第2項又は第4項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲と乙とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第12条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増減するときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納付させ、又は返還する。
- 3 甲は、乙が契約の履行を全て完了し、第13条の規定により契約代金を請求したとき、又は第15条若しくは第16条の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。
- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払)

第13条 乙は、第5条又は第6条の規定による検査に合格したときは、当該検査に合格した部分に係る契約代金の支払いを、甲に請求することができる。

- 2 甲は、乙から前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(甲の催告による解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日以内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第6条第1項の再履行がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除

することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第16条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前項の規定にかかわらず、履行の一部が第5条第1項又は第6条第2項の検査に合格したときは、第1項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第15条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第10条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の

契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除等に伴う措置)

第17条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第14条、第14条の2又は第14条の3第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第15条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第18条 乙は、第14条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第19条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(個人情報の適切な維持管理)

第20条 乙は、業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び特定個人情報を、契約期間内及び契約期間満了後も第三者に漏らしてはならない。

(電気工作物の概要)

第21条 契約対象電気工作物の概要は別紙の仕様書のとおりとする。

(保安業務の内容)

第22条 乙は、甲の所有する自家用電気工作物（以下単に「工作物」という。）の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、甲の保安規程に基づき保安業務を行うものとする。保安業務の内容は、甲の定める保安規程に基づき次に掲げるものとする。

(1) 工作物の設置又は変更の工事について、「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところにより設計の審査及び竣工検査を行うと共に、工事中の点検を行い、必要な指示又は助言を行う。

(2) 工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところにより当該工作物の巡視、点検、試験等を定期的に行い報告を行う。また、経済産業省令で定める技術基準その他の法令に適合しない事項があるときは、必要な指示・助言又は報告を行う。

(3) 乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力会社より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障に応じて、乙は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、再発防止につき、とるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ、電気事故報告の作成及び手続きの助言を行う。

(4) 当該電気工作物の工事維持及び運用に関する関係官庁への届出等の一切の手続きを行う。

(5) 電気事業法第107条第4項に規定する立入検査の立会いを行う。

(6) その他、保安規程に定められている事項

(7) 甲は、乙に委託する保安業務のうち、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議のうえ、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲は、乙

の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認をする。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。

- (ア) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物
- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
- (イ) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
- (a) 立入に危険を伴う場所
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所
 - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所
 - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (ウ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (8) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)から(6)によるほか、甲が確認を行うものとする。

(点検の頻度及び点検項目等)

第23条 乙は前条に基づく保安業務を「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところによるものとし、点検は下表に掲げる内容を基本とし行うものとする。

- (1) 保安規程に基づく点検、測定及び試験を行うため次のとおり執務するものとする。
- (ア) 月次点検（設備が運転中の状態において点検を実施する。）頻度：別紙仕様書のとおり
 - (イ) 年次点検（主として停電により設備を停止状態にして点検を実施する。）頻度：別紙仕様書のとおり
 - (ウ) 臨時点検（必要の都度）

【需要設備】

項目 対象設備等	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		
<受・配電盤>		
<接地工事> 接地線、保護管等		
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		

<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
<太陽光発電設備> 太陽電池アレイ、接続箱、パワーコンディショナー、系統保護装置	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 単独運転検出機能の確認、指示計器の状態

- (2) 第 22 条(1)の工事期間中は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検し、その頻度は毎週 1 回とする。
- (3) 竣工検査、官庁検査の立会い、事故発生時の応急措置の指示及び検査は必要の都度行うものとする。
- (4) 乙は(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。
- (5) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は 50mA とする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の（ア）及び（イ）に掲げる処置を行うこととする。
- （ア） 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- （イ） 警報発生時の受信の記録を 3 年間保存する。
- (6) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

(甲及び乙の義務)

第 24 条 乙は、第 22 条の保安業務を誠実に行うものとする。

2 甲は、乙が第 22 条(2)による業務の実施計画を策定し又は実施するにあたり、乙と協議した事項について必要な措置をとるものとする。

(甲、乙相互の協力)

第 25 条 次に掲げる場合は、甲、乙協議のうえ、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。

(1) 甲が工作物の設置又は変更の工事を実施する場合及び工事が完成した場合に竣工検査を行う場合

(2) 甲が工作物の工事維持及び運用に従事する者に対し保安に関する必要な事項を教育し又は演習訓練を行う場合

(3) 甲が平常時及び事故その他異常時における運転操作、体制整備等について定める場合

(4) 甲が工作物の保安に関係ある内容の書類を関係官庁に提出する場合

(5) 関係官庁が法令に基づいて検査を行う場合

(6) 甲が責任分界又は需要設備構内を変更する場合

(7) その他必要と認められる場合

(連絡責任者及び保安業務を実施する者の資格等)

第 26 条 甲は、第 22 条の保安業務について、乙と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）をあらかじめ指名し、これに事故がある場合はその業務を代行させる代務者を指名しておくものとする。

2 甲は、前項で指名した者及びこれに変更が生じた場合においても乙に通知するものとする。

3 連絡責任者又はその代務者は、必要に応じ乙が行う保安業務に立会うものとする。

4 甲は、需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

5 乙は、第 22 条の保安業務を実施する者を電気事業法施行規則に適合する者とし、資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じ提示することとする。

6 乙は前項で定める者を、乙の事業所への連絡方法とともに書面をもって甲に届出し、甲は面接等により本人の確認を行うこととする。なお、この者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

7 第 22 条の保安業務を実施する個人事業者は、病気その他やむを得ない場合に対処するため、電気事業法施行規則に適合する他の者の中から保安業務を代行する者（以下、「代行者」という。）を選び、その業務を代行させることができるものとする。また、必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。代行者は次のとおり

「氏名 所属（ ）」

8 第 22 条の保安業務を実施する法人の保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に保安業務の一部を実施させることができるものとする。また、保安業務担当者並びに保安業務従事者は必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。

(甲及び乙の通知義務)

第 27 条 乙は、甲に対し、乙への連絡方法その他必要事項を通知するものとする。

2 甲は、乙に連絡責任者又はその代務者の氏名、電気事故その他の災害の発生状況及び電気の保安に関する組織の変更等について通知するものとする。

(事業場内への立入等)

第 28 条 乙は、保安業務を行うために甲の事業場内に立入る場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。この場合乙は、甲が係員に対し定める服務規律等を尊重するものとする。

(記録の保存等)

第 29 条 乙が実施し報告した保安業務の記録等は、甲乙双方において 3 年間保存するものとし、乙は必要に応じ甲の記録の状況、書類、図面の保存状況等について乙は意見を述べるものとする。

(備品、材料等の整備)

第 30 条 甲は、乙と協議のうえ、工作物の保安管理に必要な備品、材料及び消耗品を準備するものとし、費用は、甲の負担とする。

(賠償責任保険)

第 31 条 乙は、業務上の過失に基づく事故に対しその賠償の責に任ずるため賠償責任保険に加入するものとする。乙の甲に対する賠償額の限度は、保険契約に基づき保険会社から給付される額とする。

(契約の失効)

第 32 条 次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 主務官庁から電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の承認を取り消された場合
- (2) 対象工作物が次のいずれかに該当した場合
 - (ア) 廃止されたとき。
 - (イ) 一般用電気工作物となったとき。

（第三者の権利侵害）

- 第33条 乙は、この契約の履行による成果又は内容が第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。
- 2 甲は、この契約の履行による成果又は内容が第三者の権利を侵害するという理由により、苦情、請求、差止めその他何らかの主張を受けたときは、直ちに乙に通知する。
 - 3 乙は、甲から前項の通知を受けたときは、乙は、自己の費用と責任をもって解決するものとし、甲に一切迷惑をかけるものとする。
 - 4 第2項の場合において、甲に損害が生じたとき（甲が第三者の請求に応じて損害賠償を行ったときを含む。）は、甲は、乙に対し、その損害の全て（合理的弁護士費用その他解決のために要した費用を含む。）を請求できるとともに、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 5 乙は、この契約の履行による成果又は内容が第三者の権利を侵害するという理由により、苦情、請求、差止めその他何らかの主張を乙が受けたときは、自己の費用と責任をもって解決するものとし、甲に一切迷惑をかけるものとする。

（予算の減額等による契約変更等）

- 第34条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

（疑義の決定等）

- 第35条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議のうえ、定めるものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

- 第36条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

以上
上記契約の証として契約書2通を作成して、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。